

種別・項目別		出席停止期間
(1) 第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	
中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)		
特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変化する恐れが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。)		
(2) 第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
(3) 第三種	コレラ	病状により学校医およびその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※1 (学校での流行を防ぐために出席停止扱いが必要と考えられる感染症)	
(4)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は規定に関わらず、第一種の感染とみなす。	治癒するまで
(5)	第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者また感染の疑いがある者	予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
(6)	第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者	その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
(7)	第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間